

広島県教育委員会教育長告示第三号

教育職員免許状に関する規則施行細則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 篠 田 智 志

教育職員免許状に関する規則施行細則の一部を改正する告示

教育職員免許状に関する規則施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第十
八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改 正 後	改 正 前
様式第 4 号 宣 誓 書 (略) 1 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 2－4 (略) 注 (略)	様式第 4 号 宣 誓 書 (略) 1 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 2－4 (略) 注 (略)

附 則

この教育委員会教育長告示は、令和七年六月一日から施行する。